# 会社法第801条第1項に定める事後備置書類 (吸収合併に係る事後開示事項)

2025年10月1日

株式会社翻訳センター

### 吸収合併に係る事後開示事項

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 株式会社翻訳センター 代表取締役 二宮俊一郎

株式会社翻訳センター(以下「当社」といいます。)及び株式会社FIPAS(以下「消滅会社」といいます。)は、2025年6月12日付で締結した吸収合併契約に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行いました。

本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025年10月1日をもって効力を生じております。

- 2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

消滅会社の株主は当社のみのため、消滅会社に対し、吸収合併をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

消滅会社の株主は特別支配会社である当社のみであり、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年8月18日付官報及び日刊工業新聞において債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

- 3. 吸収合併存続株式会社における次に掲げる事項
  - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、当社において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、当社の株主は本吸収合併をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本吸収合併は、当社において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、当社の株主は株式買取を請求することはできません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年8月18日付官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、消滅会社の一切の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項 (吸収合併契約の内容を除く。)

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2025年10月1日 (予定)

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

# 別紙

吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項(吸収合併契約の内容を除く。)

(次頁以下に添付)

# 会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類 (吸収合併に係る事前開示事項)

2025年8月18日

株式会社FIPAS

### 吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区赤坂一丁目12番32号 株式会社FIPAS 代表取締役 二宮俊一郎

株式会社FIPAS(以下「当社」といいます。)は、当社を吸収合併消滅会社とし、株式会社翻訳センター(以下「存続会社」といいます。)を吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行うことにいたしました。

本吸収合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社は、当社の発行済株式の全部を保有しているため、本吸収合併に際して株式、金銭その他一切の対価を交付しません。存続会社は、本吸収合併の効力発生直前時において、当社の完全親会社であることから、当社はこれを相当であると判断いたしました。なお、一切の対価を交付しないため、合併対価について参考となるべき事項はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

- 4. 計算書類等に関する事項
- (1) 吸収合併存続会社についての計算書類等に関する事項
  - ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の 状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅株式会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務(会社法第789条第1項の 規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。) の履行の見込みに関する事項

当社は、本吸収合併を行うにあたり、効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関し、下記のとおり判断しました。

記

- (1) 当社及び存続会社の最終事業年度の末日(2025年3月31日)以降本日までの間、当社及び存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、効力発生日までに当社及び存続会社の資産及び負債の額が変動すること予想されるものの、これらの変動を考慮しても効力発生日において存続会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。
- (2) また、本吸収合併の効力発生日以後において、本吸収合併後の存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。
- (3) 以上より、本吸収合併の効力発生日以後における存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

以上

# 別紙 2 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以下に添付)

# 事業報告

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

# 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が一層進むなか、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資意欲の高まりを背景に緩やかな回復基調で推移したものの、国際的な情勢不安の長期化に伴う原材料・エネルギー価格の高騰、為替変動による影響や世界的な金融引き締め政策の継続、米国の政策動向による影響など、先行きの不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、翻訳事業の需要は顧客企業の業績回復を背景に堅調に推移しました。通訳事業では人流の活発化がオンサイト通訳需要の回復を後押ししました。また派遣事業の需要は顧客企業の人材不足を背景に底堅く推移しました。

このような環境のもと、当社グループは当期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画に基づき、当社グループの中核をなす翻訳事業の持続的成長を目指すとともに翻訳支援ツールや機械翻訳など最先端技術の積極的な活用を推し進め、企業のグローバル展開に伴う翻訳・通訳需要の獲得に努めてまいりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績につきましては、コアビジネスである翻訳事業と通訳事業の売上高が過去最高を更新したものの、コンベンション事業縮小に伴う大幅減収の影響により、売上高は前期比0.8%減の11,210百万円となりました。利益面につきましては、人件費を主とする販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は前期比1.3%減の890百万円、経常利益は持分法による投資利益の減少等により前期比3.5%減の905百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は子会社株式売却益と第4四半期の東京本社移転に伴う移転補償金の計上により、前期比1.7%増の723百万円となりました。

各セグメントの経営成績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来報告セグメントとして開示しておりました「コンベンション事業」は、量的な重要性が低下したため、報告セグメントから除外し「その他」として記載する方法に変更しております。また、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

### (a) 翻訳事業

特許分野では企業の知的財産関連部署の一部大口顧客において受注が減少したものの、特許事務所からの受注は好調を維持し、売上高は前期比0.3%増の2,911百万円となりました。医薬分野では需要獲得に向け、顧客企業との継続的な関係性の構築と顧客基盤の拡大に努めるなか、外資製薬からの受注が第4四半期に伸長したことに加え、内資製薬での受注増加やCRO(医薬品開発受託機関)の複数顧客における旺盛な需要の取り込み等もあり、売上高は前期比3.4%増の2,694百万円となりました。工業・ローカライゼーション分野では自動車や電機をはじめとする顧客からの受注増加に加え、エネルギー関連企業から大型案件を獲得するなど、製造業からの受注は好調に推移したものの、非製造業からの受注が低調に推移し、売上高は前期比3.7%減の2,280百万円となりました。金融・法務分野では上場会社の英文開示に対する機運の高まりを背景にIR関連文書の受注が好調に推移したことに加え、企業の管理系部署からの受注も伸長し、売上高は前期比6.4%増の619百万円となりました。

これらの結果、翻訳事業の売上高は前期比0.5%増の8,507百万円となり、過去最高を更新しました。

### (b)派遣事業

派遣事業においては、語学スキルの高い人材への底堅い需要を背景に引き合い数や受注は増加したものの、終了者の増加等により常用雇用者数が前期並みの水準で推移し、売上高は前期比0.1%増の1,175百万円となりました。

### (c) 通訳事業

通訳事業においては、既存顧客である金融機関、医薬品関連会社、精密・通信機器メーカー、外資系コンサルティング会社からの継続受注に加え、顧客数の拡大が寄与し、売上高は前期比8.3%増の1,187百万円となり、二期連続で過去最高を更新しました。

### (d) その他

その他のセグメントにおいては、通訳者・翻訳者養成スクール「アイ・エス・エス・インスティテュート」の集客が好調に推移したものの、コンベンション事業縮小に伴う大幅な減収が影響し、売上高は前期比40.8%減の340百万円となりました。

### ② 資金調達の状況

該当事項はありません。

### ③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は203百万円であり、その主たるものは、翻訳事業における事務所移転費用140百万円であります。

# (2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

	区 分	ì	2021年度 第 36 期	2022年度 第 37 期	2023年度 第 38 期	2024年度 第 39 期 (当連結会計年度)
売	上	高	千円 10,337,326	千円 10,947,849	千円 11,303,974	千円 11,210,147
経	常利	益	千円 841, 337	千円 960, 756	千円 938, 676	千円 905, 691
親会当	社株主に帰属 期 純 利	まする 益	千円 573, 179	千円 686, 739	千円 711, 227	千円 723, 716
1株	当たり当期純	利益	円 銭 172.14	円 銭 205.94	円 銭 212.88	円 銭 216.18
総	資	産	千円 7, 172, 683	千円 7, 486, 815	千円 8,326,422	千円 8,836,284
純	資	産	千円 5,090,982	千円 5,672,923	千円 6,250,974	千円 6,760,747
1 株	当たり純資	産額	円 銭 1,528.32	円 銭 1,700.12	円 銭 1,869.60	円 銭 2,018.02

# (3) 重要な子会社の状況

名称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイ・エス・エス	99,000千円	100%	通訳事業、派遣事業、 語学教育事業
株式会社メディア総合研究所	100,000千円	100%	翻訳事業
株 式 会 社 F I P A S	45,000千円	100%	外国特許出願支援事業
株式会社パナシア	45,000千円	100%	メディカルライティング事業
株式会社福山産業翻訳センター	10,000千円	100%	翻訳事業

<sup>(</sup>注) 2024年12月にHC Language Solutions, Inc. の全株式を譲渡した結果、同社は当社の子会社でなくなりました。

### (4) 対処すべき課題

当社は中期経営計画の着実な推進により、以下の課題解決に取り組んでまいります。

### ① AI・データの活用による事業競争力の強化

当社グループのコアビジネスである翻訳事業が今後も持続的に成長していくためには、顧客企業のニーズに寄り添った専門性の高い翻訳サービスを提供し、顧客企業から継続的に支持される必要があると認識しております。MT(機械翻訳)・LLM(大規模言語モデル)の活用によるサービスの競争力向上に加え、データドリブンな営業・マーケティング活動を実践することで、顧客企業との長期的、安定的な関係の構築を推し進め、シェア拡大を目指してまいります。

### ② 業務効率化の推進

当社グループは、利益率の維持・向上への取り組みとして、案件の工程設計や進捗管理を担うプロジェクトマネージャの業務効率化が不可欠であると認識しております。プロジェクトマネージャが蓄積してきた知識や経験を体系化してシステムに実装することで、工程管理の精度を高め、業務効率化を推し進めてまいります。

### ③ 安定した収益基盤の確立

当社グループは、専門性の高い翻訳サービスを中心に、通訳事業や派遣事業も展開する総合的な言語サービス企業として、専門性の追求と事業領域の拡大を推し進めてまいりました。今後のグループ全体の持続的な成長に向け、資本効率を重視した事業ポートフォリオの最適化を進め、経営資源を効果的に配分してまいります。また、成長の基盤となる人材の育成や成長領域に対する投資に取り組んでまいります。経営資源の充実と経営管理の厳格化を図ることで、安定した収益基盤を確立し、株主価値の向上に努めてまいります。

当社は、これらの課題にグループ全体で真摯に取り組み、企業価値の向上を目指してまいります。

### (5) 主要な事業内容

当社グループでは、特許、医薬、工業・ローカライゼーション、金融・ 法務の主要4分野の翻訳サービスを提供する翻訳事業、翻訳者や通訳者な どの人材を顧客企業に派遣する派遣事業、中小規模の国際会議や企業内会 議における通訳事業を主たる事業としております。また、イベントの企 画・運営を行うコンベンションや通訳者・翻訳者を養成する語学教育、企 業の外国特許出願支援をその他の事業としております。

## (6) 主要な拠点等

# ① 当社

	名			称		所 在 地
大		阪	本		社	大阪市
東		京	本		社	東京都港区
名	古	屋	営	業	部	名古屋市

## ② 子会社

名称	所 在 地
株式会社アイ・エス・エス	東京都港区
株式会社メディア総合研究所	東京都港区
株 式 会 社 F I P A S	東京都港区
株式会社パナシア	東京都港区
株式会社福山産業翻訳センター	広島県福山市

(注) 2024年12月にHC Language Solutions, Inc. の全株式を譲渡した結果、同社は当社の子会社でなくなりました。

# (7) 従業員の状況

① 当社グループの状況

従	業	員 紫	Ţ	前連結会計年度末比増減
		545名(139	名)	17名減(2名減)

(注) 臨時雇用者数 (パートタイマー等を含んでおります。) は、最近1年間の平均人員を ( ) に外数で記載しております。

# ② 当社の状況

従	業員	数	前事業年度末比増減
	381	名(120名)	5名減(1名減)

(注) 臨時雇用者数 (パートタイマー等を含んでおります。) は、最近 1 年間の平均人員を ( ) に外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

# 2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

10,280,000株

(2) 発行済株式の総数

3,369,000株(自己株式18,822株を含む)

(3) 株主数

2,715名

(4) 大株主の状況(上位10名)

	株			主						名		持	株	数	持株比率
エ	ム	ス	IJ	<u> </u>		株		式		会	社		663, 00	00株	19. 78%
株式	会 社	UH	Р	a	r	t	n	е	r	S	2		250, 60	00	7. 48
光	通	信		株		ī	弋		会		社		249, 00	00	7. 43
株式	会社	U H	Р	a	r	t	n	е	r	S	3		210, 90	00	6. 29
東						有	祁				男		128, 70	00	3. 84
ТНЕ	BANK	0 F	NEW	ΥО	R K	M	ELI	LON	V ]	4 0	0 4 0		109, 40	00	3. 26
内		藤				î	Œ				吾		91, 50	00	2. 73
		宮				佢	矣		_		郎		65, 40	00	1. 95
秋		元	i			禾	<del>[</del> ]				規		60, 00	00	1. 79
翻言	訳セ	ン	ター	- 1	定	業	ļ	1	持	株	会		54, 70	00	1. 63

<sup>(</sup>注) 持株比率は自己株式(18,822株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

		株	式	数	交	付	対	象	者	数
取締役(監査等委員および社外役	(員を除く)	6,	, 70	0株						4名

# 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

# (1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

氏		名	地位および担当	重要な兼職の状況
<u>-</u>	宮	俊 一 郎	代表取締役社長	株式会社メディア総合研究所 代表取締役社長 株式会社FIPAS代表取締役社長 株式会社福山産業翻訳センター 代表取締役社長 一般社団法人日本翻訳連盟 会長
武	Щ	佳 憲	取締役 営業統括	株式会社パナシア 代表取締役社長
魚	谷	昌 司	取締役 管理統括兼 経理部長	_
西	野	奈々	取 締 役 制 作 統 括 部 長	_
大	西	耕太郎	取締役(常勤監査等委員)	公認会計士大西耕太郎事務所 代表 株式会社NEXT CENTURY 取締役 株式会社HAYAWAZA 取締役
Щ	本	淳	取締役(監査等委員)	弁護士法人堂島法律事務所 パートナー弁護士 ステラケミファ株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社レボインターナショナ ル 社外監査役
村	田	淳 一	取締役(監査等委員)	_

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)大西耕太郎氏、取締役(監査等委員)山本淳氏、取締役(監査等委員)村田淳一氏は社外取締役であります。
  - 2. 当社は、取締役(常勤監査等委員)大西耕太郎氏、取締役(監査等委員)山本淳氏、取締役(監査等委員)村田淳一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 3. 取締役(常勤監査等委員)大西耕太郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 取締役(監査等委員)山本淳氏は、弁護士の資格を有しており、法務事項に関する 専門的な知識を有しております。
  - 5. 取締役(監査等委員)村田淳一氏は、システム・IT技術に関する豊富な知識と経験 を有しております。
  - 6. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、大西耕太郎氏を常勤監査等委員として選定しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(常勤監査等委員)大西耕太郎氏、取締役(監査等委員)山本淳氏、取締役(監査等委員)村田淳一氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、その責任を限定する契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社子会社におけるすべての取締役(監査等委員である取締役を含む。)、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が塡補されます。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記の保険契約により塡補されません。

### (4) 取締役の報酬等の総額

区分	人数	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く)	4名	87, 600	21, 950	13, 214	122,764千円
取締役 (監査等委員)	3名	24, 000	_	-	24,000千円
合 計 (うち社外役員)	7名 (3名)	111, 600 (24, 000)	21, 950 (-)	13, 214 (-)	146,764千円 (24,000千円)

### (5) 基本報酬の内容

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された限度額の範囲で、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

### (6) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、連結営業利益を主要な指標として勘案しつつ、配当、従業員の賞与水準や過去の支給実績等を総合的に勘案して支給の有無と支給の場合の総額を取締役会で決定し、株主総会決議を経て支給しております。

連結営業利益を主要な業績指標として選定した理由は、中期経営計画にて経営指標として定めており、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるためであります。

当事業年度の連結営業利益は、「連結損益計算書」に記載のとおりです。

### (7) 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主の皆様との 一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(監査等委員である取締役 を除く。)に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、その交付状況は、「2.株式の状況(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

### (8) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年6月26日開催の第33回定時株主総会の決議による取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額216百万円以内であります(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、株式報酬の報酬限度額を年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。

2019年6月26日開催の第33回定時株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額48百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

### (9) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動した報酬体系を構築するため、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

## ② 具体的な報酬方針

### ア.基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社グループの業績向上および企業価値の増大へのモチベーションを高めることを主眼においた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等により構成しております。

イ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された限度額の範囲で、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとしております。

ウ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定 方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関 する方針を含む。)

業績連動報酬等は、連結営業利益を主要な指標としつつ、配当、従業員の給与水準、過去の支給実績等を総合的に加味して支給の総額を取締役会で決定し、株主総会の決議を経て、賞与として毎年一定の時期に支給いたします。

非金銭報酬等は、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、株主総会にて決議された年間の株式総数を上限に、原則として毎年一定の時期に、対象取締役は、当社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式につき処分または発行を受けます。株主価値の共有を中長期にわたっ

て実現するため、譲渡制限期間は、当該割当株式の払込期日から30年間 といたします。

# エ. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準に照らし、監査等委員会の審議を踏まえて、取締役会で決定することといたします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、以下のとおりです。

役 位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代表取締役	60~70%	20~30%	10%
取締役	60~70%	15~25%	10%

### オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当職務の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。なお、株式報酬については、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。

# ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、監査等委員会の 意見を尊重して検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判 断しております。

### (10) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長 二宮俊一郎氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決 議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締 役の担当業務の実績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任し た理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには 代表取締役社長が最も適しているからであります。なお、株式報酬について は、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

# (11) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏	名	重要な兼職の状況
取締役(常勤監査等委員)	大 西	耕太郎	公認会計士大西耕太郎事務所 代表 株式会社NEXT CENTURY 取締役 株式会社HAYAWAZA 取締役
取締役(監査等委員)	山本	淳	弁護士法人堂島法律事務所 パートナー弁護士 ステラケミファ株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社レボインターナショナル 社外監査役

(注) 当社と上記兼職先との間には特別の関係はありません。

# ② 主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

地	位	E	E	名	主 な 活 動 状 況 等
取締役(常勤監	<b>至</b> 等委員)	大	西	耕太郎	・取締役会20回のうち19回に出席。 ・監査等委員会14回のすべてに出席。 ・経営全般に亘り、適法性、適正性、 妥当性の観点から意見の表明を行っ ております。 ・公認会計士および税理士としての専 門的知見を活かして、当社の財務や 会計面で取締役会での監督監視の役 割を担っております。
取締役(監査	E等委員)	Ш	本	淳	・取締役会20回のうち19回に出席。 ・監査等委員会14回のうち13回に出席。 ・経営全般に亘り、適法性、適正性、 妥当性の観点から意見の表明を行っ
取締役(監査	E等委員)	村	田	淳 一	・取締役会20回のすべてに出席。 ・監査等委員会14回のすべてに出席。 ・経営全般に亘り、適法性、適正性、 妥当性の観点から意見の表明を行っ ております。 ・システムとIT技術に関する豊富な知 識と経験を有し、当社の情報システ ム面において取締役会での監督監視 の役割を担っております。

### 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監查法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,400千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額	32, 400千円

- (注) 1. 上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。
  - 2. 監査等委員会は、経理部担当取締役、経理部および会計監査人から必要な資料の入 手、報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務の執行状況、報酬見積りの算 出根拠について確認、検証した結果、提示された報酬額を妥当と判断し同意いたしま した。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに 該当すると認められた場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査 人を解任いたします。

上記の事由に該当する事実がある場合のほか、監査等委員会は、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認められた場合、または監査の適切性または効率性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断された場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金30,000千円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以 下のとおりであります。

- (1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社および子会社の取締役および従業員を対象とする「グループ企業行動規範」、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスガイド」を定め、法令、定款および社内規程の遵守・徹底を図るとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推進しております。
  - ② コンプライアンス上の問題の情報共有、未然防止のために、コンプライアンス担当取締役を委員長とし、当社および子会社の取締役および従業員で構成されるコンプライアンス委員会を設置しています。また、コンプライアンス上の問題の早期発見および対応のため、当社および子会社の従業員を対象として、社内および社外の相談窓口(コンプライアンス・ヘルプライン)を設置しています。
  - ③ 重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス担当取締役は社内および社外の相談窓口あるいは関連部署に事実関係を確認のうえ、直ちに取締役会および監査等委員会に報告します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令および社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記載・記録して適切な保存管理を行っております。また、取締役は、常時これらの文書等の閲覧が可能です。

- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社および子会社の事業遂行にあたり発生しうるリスクを平常時の段階で想定するとともに、リスクが現実化した場合の意思決定、役割分担、具体的対応に関する体制を規定するため、当社および子会社を対象とする「リスクマネジメント規程」を制定し運用します。
  - ② 当社グループ全体におけるリスクマネジメントを推進するため、「リスク管理委員会」を設置し、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクを想定します。想定された重要リスクについては指定を受けた責任部門において、対応策の策定・リスク低減活動の実施等を、合理的かつ適切な方法で管理します。
  - ③ 当社または子会社において重要リスクが現実化した場合に、損失を最小限にとどめるために、代表取締役またはその指名する者を本部長とする対策本部を設置し、情報および権限、意思決定の一元化を図り、迅速かつ適切な対応を行います。
- (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会は、取締役会規程に基づき定期的に開催するとともに、必要に 応じ適宜臨時に開催して重要事項の決定を行い、相互に業務執行の監督を 行っております。
  - ② 取締役と各部署の責任者を構成メンバーとし、経営戦略の浸透および各

部署の適時適切な現状報告を目的とした経営会議を月1回開催しております。

- ③ 子会社の取締役の職務の執行に関しては、その自主性を尊重するとともに、当社グループ全体の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」を制定しております。
- ④ 子会社の重要な意思決定に関わる事項については、当社取締役会の決議 を経ることとし、当社グループ全体のガバナンスの維持・強化を図ってお ります。
- ⑤ 連結ベースの中期経営計画および年度経営計画を策定し、当社および子会社における適正かつ効率的な経営を執行します。
- (5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 子会社の取締役の職務の執行に関し、当社取締役会・経営会議等におい て、定期的な報告の機会を設けることとしております。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項 監査等委員会がその職務を補助する取締役または使用人を設置すべきことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、内部監査担当者を 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人として指名することとします。
- (7) 前号の取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 監査等委員の職務を補助の期間中、その使用人への指揮命令権は監査等 委員に専属し、取締役の指揮命令権が及ばないものとします。
  - ② 監査等委員会の職務を補助する使用人に対する人事異動等の事項は、事前に監査等委員会の同意を要するものとします。
- (8) 当社および子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。) および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
  - ① 当社の代表取締役および取締役は、取締役会等の重要な会議において、 随時その担当する業務の執行状況を報告します。
  - ② 当社および子会社の取締役および使用人は監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するため、職務執行に関する以下の事項について速やかに監査等委員会に報告および情報提供を行います。
    - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
    - ・法令・定款に違反する恐れのある事項および不正行為
    - ・毎月の会計関連資料
    - 内部監査室が実施した監査結果
    - ・コンプライアンス相談窓口への通報状況
    - ・上記以外のコンプライアンス上重要な事項
  - ③ 前記にかかわらず、当社および子会社の取締役および従業員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。
  - ④ 監査等委員は子会社の監査役との間で定期的に意見交換および情報交換

を行います。

(9) 監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱い を受けないことを確保するための体制

当社監査等委員会に報告を行った者が、報告を行ったことにより不利な 取扱いを受けないようにするため、報告者およびその内容に関する情報に ついて管理する体制を整備します。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他のその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について費用の前払または償還を請求した時は、その請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかにその費用の前払または償還を実施するものとします。また、職務の執行について生ずる債務の処理についても同様とします。

- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることが可能な体制とします。
  - ② 監査等委員は代表取締役ならびに会計監査人との間で定期的に協議し、 意見交換と情報の共有化を図ります。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ① 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある 国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
  - ② 当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
  - ① 反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力への対応に関する規程」を 整備し、取引の開始にあたり反社会的勢力でないことの確認を徹底するな ど組織的に対応することとしております。
  - ② 反社会的勢力への対応に関する教育と啓蒙活動を通じ、従業員全員に周知徹底を図るとともに、人事総務部を対応部署として必要に応じ外部専門機関との連携を図る体制を整えております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおけるコンプライアンスをはじめとするリスク管理の運用状況は以下のとおりであります。

- ・コンプライアンス体制に関しては、コンプライアンス委員会を定期的に 開催し、当社グループにおける課題と対応に関する情報共有および意見 交換を行いました。コンプライアンス委員会においては、啓蒙活動とし てコンプライアンス研修の実施や情報発信により、従業員に対する注意 喚起と周知徹底を図っております。また、内部通報制度について、外部 相談窓口を当社グループ内に周知することにより、効果的な情報収集を 図っています。
- ・顧客の情報や個人情報等に対する情報セキュリティ体制に関しては、 ISMS (ISO27001)やプライバシーマークの認証に基づいたリスクマネジ メントプロセスを導入しております。具体的には、リスク評価に基づき 選定した課題について年間計画等を策定し、情報管理委員会や経営者に よる評価を定期的に受けるほか、役職員に向けての情報発信や研修の実 施による啓蒙活動を行っております。
- ・リスク管理体制に関しては、当社では、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して重要リスクを特定し、その重要性に応じたリスク対応を進めております。また、グループ会社においても、個別に実施したリスクアセスメントに基づき対応を行っております。
- ・取締役の業務執行に関しては、当社では、取締役会を当期20回開催のうえ、重要な審議事項に対して取締役および監査等委員それぞれが活発な意見交換を行っております。また、中期経営計画とそれに基づく年度事業計画については、役員および経営幹部が出席する定期的な経営会議等において進捗管理を行っております。
- ・監査等委員会の監査に関しては、当社では、監査等委員会は代表取締役 を始め各取締役および各部室長と定期的な会合を実施しているほか、会 計監査人より年1回の監査報告、年3回の四半期レビュー報告を受けて 連携を図り、監査の実効性の確保、向上に努めております。
- ・グループ会社の経営管理に関しては、当社がグループ会社に派遣した取締役や監査役を通じ、適正な経営基盤やガバナンスの整備、および運営等に対する経営監督を行い、定期的な取締役会の開催・年度および月次での営業活動等の報告を定期的に受けることにより、グループ会社の重要な業務執行について適切に管理しております。

本事業報告中の記載金額および%は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

		i i	1
科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	7, 667, 084	【流動負債】	1, 848, 387
現金及び預金	4, 825, 751	買掛金	743, 874
受取手形及び売掛金	2, 200, 610	未払法人税等	191, 769
仕 掛 品	122, 634	返 金 負 債	2, 510
そ の 他	518, 833	賞与引当金	310, 771
貸倒引当金	△744	役員賞与引当金	25, 000
【固定資産】	1, 169, 199	その他	574, 461
(有形固定資産)	209, 672	【固定負債】	227, 148
建物及び構築物	172, 728	   役員退職慰労引当金	11, 408
工具、器具及び備品	11, 529	退職給付に係る負債	215, 740
土 地	25, 413	負債合計	2, 075, 536
そ の 他	0	(純資産の部)	2, 070, 000
(無形固定資産)	93, 067		0 704 457
のれん	53, 045	【株 主 資 本】	6, 724, 157
そ の 他	40, 022	資   本   金   	588, 443
(投資その他の資産)	866, 459	資本 剰 余 金	478, 823
投 資 有 価 証 券	346, 316	利 益 剰 余 金	5, 703, 194
退職給付に係る資産	114, 948	自 己 株 式	△46, 303
繰 延 税 金 資 産	193, 516	【その他の包括利益累計額】	36, 590
そ の 他	212, 999	退職給付に係る調整累計額	36, 590
貸倒引当金	$\triangle 1,321$	純 資 産 合 計	6, 760, 747
資 産 合 計	8, 836, 284	負債・純資産合計	8, 836, 284

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	科		II		金	額
売	上		高			11, 210, 147
売	上	原	価			5, 895, 571
	売 上	総	利	益		5, 314, 575
販	売費及び一	一般管理	里 費			4, 424, 087
	営業	ŧ	利	益		890, 488
営	業外	収	益			
	受取	Ż	利	息	2, 370	
	持分法に	こよる	投 資 利	益	19, 859	
	そ	$\mathcal{O}$		他	1, 373	23, 603
営	業外	費	用			
	為	<b>†</b>	差	損	8, 398	
	雑	損		失	1	8, 400
	経 常	ń	利	益		905, 691
特	別	利	益			
	子 会 社	株式	. 売 却	益	37, 384	
	移 転	補	償	金	158, 214	195, 598
特	別	損	失			
	固 定 資	産	除却	損	14, 539	14, 539
	税金等調	整前当	当期 純利	益		1, 086, 750
	法人税、	住民税	及び事業	税	324, 486	
	法 人 移	第 等	調整	額	38, 548	363, 034
	当 期	純	利	益		723, 716
	親会社株主	こ帰属す	る当期純利	益		723, 716

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

(単位:千円)

			杉	ŧ				È	Ē				貨	Z Į			7	本			
	資	本	金	資	本	剰	余	金	利	益	剰	余	金	自	己	株	式	株合	主	資	本計
2024年4月1日残高		588	, 443			47	78, 8	23			5, 19	99, 43	0		4	△62,	785		6,	203,	911
当連結会計年度変動額																					
剰余金の配当											△21	17, 32	6						Δ	217,	326
親会社株主に帰属する 当期純利益											72	23, 71	6							723,	716
譲渡制限付株式報酬											$\triangle$	2, 62	6			16,	482			13,	855
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)																					
当連結会計年度変動額合計			_					_			50	3, 76	3			16,	482			520,	245
2025年3月31日残高		588	, 443			47	78, 8	23			5, 70	3, 19	4			△46,	303		6,	724,	157

				十額					
	為調	替整	換 勘		退職組調 整			その他の包括利益累計額合言	
2024年4月1日残高			52, 3	319		Δ	5, 256	47, 062	6, 250, 974
当連結会計年度変動額									
剰余金の配当									△217, 326
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益									723, 716
譲渡制限付株式報酬									13, 855
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)		Δ	∆52, 3	319		4	1,847	△10, 472	△10, 472
当連結会計年度変動額合計			∆52, 3	319		4	1,847	△10, 472	509, 773
2025年3月31日残高						3	6, 590	36, 590	6, 760, 747

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
  - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

株式会社アイ・エス・エス、株式会社メディア総合研究所、株式会社FIPAS、

株式会社パナシア、株式会社福山産業翻訳センター

当連結会計年度において、HC Language Solutions, Inc. の全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

ランゲージワン株式会社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
  - ①重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……市場価格のない株式等について、移動平均法による原 価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- ②重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - イ. 有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に 取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物………8~18年

工具、器具及び備品……3~15年

口. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### ③重要な引当金の計上基準

イ.貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して おります。

ロ. 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えて、支給見込額の当連結会計 年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金………役員の賞与支給に備えて、支給見込額の当連結会計年 度負担額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。 なお、当社において当制度は2006年6月9日開催の取締役会において廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任している役員に対する支給予定額

### ④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

であります。

### ⑤退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会 計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ⑥収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は報告セグメントごとに成果物及びサービスの提供を行っております。各報告セグメントにおける顧客との契約から生じる収益に係る履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### イ. 翻訳事業

翻訳事業においては、特許、医薬、工業・ローカライゼーション、金融・法務等の分野において、技術文書やビジネス文書等の産業翻訳のサービス提供を行っております。顧客からの依頼に基づき、翻訳文等の成果物を納品しており、成果物を納品した時点で、顧客が支配を獲得し、支払を受ける権利が確定するため、履行義務が充足すると判断し、その時点で収益を認識しております。また、一部の特定顧客との契約においては、顧客先での検収が履行義務の充足の条件となっております。そのため、顧客先での検収が完了した時点で、顧客が支配を獲得し、支払を受ける権利が確定すると判断し、その時点で収益を認識しております。なお、これらの収益は顧客との契約において約束された対価(販売システムに登録された登録単価に納品時に確定される文字数等を乗じた金額)で測定しておりますが、ボリュームディスカウントが適用される場合の対価はリベートを控除した金額で測定しております。当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の純額で収益を計上しております。

### 口. 派遣事業

派遣事業においては、主に顧客企業内において機密保持上、社外に持ち出せない文書類等の翻訳業務を行う翻訳者派遣や顧客企業内で通訳業務に従事する通訳者派遣を行っております。顧客からの依頼に応じて一定期間に係る契約を締結し、その期間を通じて派遣社員が役務を提供しており、当該役務の提供について履行義務を識別しております。当該契約では、派遣社員の役務の提供が完了した時点に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

### ハ. 通訳事業

通訳事業においては、主に企業内で行われる会議や中小規模の国際会議における通 訳業務を受託しております。顧客からの依頼に応じて、通訳者を手配し、通訳サービ スを提供しており、当該サービスの提供について履行義務を識別しております。当該 契約では、通訳者の役務の提供が完了した時点に履行義務が充足されるため、当該時 点で収益を認識しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。 以下「2022年改正会計基準」という。)等を当期の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類等への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当期の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類等への影響はありません。

### 3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

		報告セク	ブメント		その他	0.71
	翻訳事業	派遣事業	通訳事業	計	(注)	合計
売上高						
翻訳						
特許	2, 868, 827	_	_	2, 868, 827	_	2, 868, 827
医薬	2, 694, 846	_	_	2, 694, 846	_	2, 694, 846
工業・ローカ	2, 323, 480	_	_	2, 323, 480	_	2, 323, 480
ライゼーション	2, 323, 400			2, 323, 400		2, 323, 400
金融・法務	619, 963	_	_	619, 963	_	619, 963
人材派遣	_	1, 175, 576	_	1, 175, 576	_	1, 175, 576
通訳	_	_	1, 187, 064	1, 187, 064	_	1, 187, 064
その他	_	_	_	_	340, 388	340, 388
顧客との契約から	8, 507, 117	1, 175, 576	1, 187, 064	10, 869, 758	340, 388	11, 210, 147
生じる収益	0, 507, 117	1, 175, 576	1, 107, 004	10, 809, 758	340, 366	11, 210, 147
その他の収益	_	_	_	_	_	_
外部顧客への	9 507 117	1 175 576	1 107 064	10 960 759	240 200	11 910 147
売上高	8, 507, 117	1, 175, 576	1, 187, 064	10, 869, 758	340, 388	11, 210, 147

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外国出願支援 事業等を含んでおります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### ① 契約残高

当連結会計年度における当社及び連結子会社における契約残高の内訳は以下のとおりであります。連結貸借対照表上は、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」となります。また、翻訳事業等において特定顧客から受領した契約負債等を「前受金」として流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形	171, 627
売掛金	2, 121, 654
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形	130, 770
売掛金	2, 069, 840
契約負債 (期首残高)	
その他 (前受金)	68, 281
契約負債 (期末残高)	
その他 (前受金)	48, 579

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものは、67,351千円であります。

### ② 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約に関し、取引価格に含まれていない重要な対価はありません。

### 4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、金額 的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取利息」は43千円であります。

### 5. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な会計上の見積りはありません。

### 6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

117,886千円

### 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

柞	朱式の	つ種類	頁	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末株 式 数(株)			
普	通	株	式	3, 369, 000	_	_	3, 369, 000			
合			計	3, 369, 000	_	_	3, 369, 000			

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株 式 数(株)
普通株式	25, 522	_	6, 700	18, 822
合 計	25, 522	_	6, 700	18, 822

(注) 自己株式の数の減少の内訳は、次の通りであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 6,700株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 た り 配当額 (円)	基	準	日	効 力 発 生 日
2024年 定 時 株	6月26日 主総会	普通株式	217, 326	65	2024	年3月	31日	2024年6月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月26日開催予定の第39回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

イ. 配当金の総額 251,263千円

ロ. 1株当たり配当額 75円

ハ. 基準日2025年3月31日ニ. 効力発生日2025年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

### 8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、基本的に安全性の高い金融資産で余資運用しております。また、資金調達について現状、自己資金で全て賄えておりますが、事業計画や設備投資計画等に照らした上、必要に応じて外部調達することがあります。デリバティブ取引については行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。 投資有価証券は、主に業務上又は資本提携等に関連する企業の株式であり、投資先の 事業リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月内の支払期日であり流動性リスクに晒されております。

- ③金融商品に係るリスク管理体制
  - イ. 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、営業債権について営業業務処理規程に従い、各営業部において主要な取引 先の状況を必要に応じて調査し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財 務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社に ついても、当社の営業業務処理規程に準じて、同様の管理を行っております。また、 差入先に対する信用リスクについては、差入先の信用状況を定期的に把握すること等 を通じて、リスクの軽減を図っております。

- ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社の経理部において適時に資金繰を管理しており、手元流動性の維持等により流 動性リスクを管理しております。
- ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表に計上されている金融商品のうち、現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金並びに未払法人税等については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。なお、連結貸借対照表上の投資有価証券は、すべて市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額346,316千円)であります。

### 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,018円02銭

1株当たり当期純利益

216円18銭

# **貸 借 対 照 表** (2025年3月31日現在)

(単位:千円)

	Λ	~	(単位:十円)
科 目	金額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流 動 資 産】	5, 951, 665	【流動負債】	1, 469, 857
現金及び預金	3, 528, 302	買掛金	633, 117
受 取 手 形	130, 770	未 払 金	315, 614
売 掛 金	1, 659, 005	未払法人税等	160, 182
仕 掛 品	106, 624	返金負債	2, 510
前 払 費 用	73, 126	賞与引当金	220, 000
そ の 他	454, 527		
貸倒引当金	△690	役員賞与引当金	22, 000
【固 定 資 産】	2, 039, 488	そ の 他	116, 432
(有形固定資産)	181, 291	【固定負債】	171, 950
建物	171, 770	役員退職慰労引当金	3, 200
工具、器具及び備品	9, 520	退職給付引当金	168, 750
(無形固定資産)	88, 911	負 債 合 計	1, 641, 808
ソフトウエア	17, 082	(純資産の部)	
の れ ん	52, 733	【株 主 資 本】	6, 349, 346
そ の 他	19, 096		588, 443
(投資その他の資産)	1, 769, 285	資本剰余金	478, 823
投 資 有 価 証 券	167, 310		
関係会社株式	1, 175, 793	資本準備金	478, 823
前払年金費用	68, 529	利益利余金	5, 328, 383
繰 延 税 金 資 産	152, 875	利益準備金	14, 434
差入保証金	202, 906	その他利益剰余金	5, 313, 948
そ の 他	2, 355	自 己 株 式	△46, 303
貸倒引当金	△484	純 資 産 合 計	6, 349, 346
資 産 合 計	7, 991, 154	負債・純資産合計	7, 991, 154

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

(単位:千円)

			1	
科	目		金	額
売 上	高			7, 873, 407
売 上	原 価			3, 838, 953
売 上	総 利	益		4, 034, 453
販売費及び一	·般管理費			3, 239, 911
営 業	利	益		794, 542
営業外	収 益			
受取	手 数	料	26, 760	
そ	Ø	他	2, 147	28, 907
営業外	費用			
為	差差	損	3, 159	
そ	Ø	他	1	3, 160
経常	利	益		820, 289
特別	利 益			
子会社	株式売	却 益	86, 036	
移転	補 償	金	158, 214	244, 250
特別	損 失			
固定資	産除	却損	13, 007	
関係会	社 株 式 評	価 損	66, 210	79, 217
税引前	当 期 純	利 益		985, 321
法人税、1	住民税及び	事業税	288, 500	
法人称	色 等 調	整額	21, 190	309, 690
当期	純 利	益		675, 630

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

(単位:千円)

		株 主 資 本								
資本剰余金		制余金	利益剰余金							
	資本金	本 金 資本準備金 資本剰余金 合 計	資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金	金自己株式	株主資本合計	純合	資 産計
			繰越	繰 越 札 益	合 計					
2024年4月1日残高	588, 443	478, 823	478, 823	14, 434	4, 858, 270	4, 872, 705	△62, 785	5, 877, 185	5, 8	77, 185
当 期 変 動 額										
剰余金の配当					△217, 326	△217, 326		△217, 326	△2	17, 326
当 期 純 利 益					675, 630	675, 630		675, 630	6	75, 630
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬					△2, 626	△2, 626	16, 482	13, 855		13, 855
当期変動額合計	_	_	_		455, 678	455, 678	16, 482	472, 160	4	72, 160
2025年3月31日残高	588, 443	478, 823	478, 823	14, 434	5, 313, 948	5, 328, 383	△46, 303	6, 349, 346	6, 3	49, 346

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 個別注記表

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式……移動平均法に基づく原価法によっております。

②その他有価証券……市場価格のない株式等について、移動平均法による原

価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・・・・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下 に基づく簿価切下げの方法により算定)によっており

ます。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……8~18年

工具、器具及び備品……3~15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実

績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して

おります。

②賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給見込額の当事業年度

負担額を計上しております。

③役員賞与引当金………役員の賞与支給に備えて、支給見込額の当事業年度負

担額を計上しております。

④退職給付引当金………従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退

職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額 を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について

は、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従 業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)に よる定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業

年度から費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えて、当社内規に基づく 当事業年度末要支給額を計上しております。

なお、当社において当制度は2006年6月9日開催の取締役会において廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任している役員に対する支給予定額であります。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、特許、医薬、工業・ローカライゼーション、金融・法務等の分野において、技術文書やビジネス文書等の産業翻訳のサービス提供を行っております。顧客からの依頼に基づき、翻訳文等の成果物を納品しており、成果物を納品した時点で、顧客が支配を獲得し、支払を受ける権利が確定するため、履行義務が充足すると判断し、その時点で収益を認識しております。また、一部の特定顧客との契約においては、顧客先での検収が履行義務の充足の条件となっております。そのため、顧客先での検収が完了した時点で、顧客が支配を獲得し、支払を受ける権利が確定すると判断し、その時点で収益を認識しております。なお、これらの収益は顧客との契約において約束された対価(販売システムに登録された登録単価に納品時に確定される文字数等を乗じた金額)で測定しておりますが、ボリュームディスカウントが適用される場合の対価はリベートを控除した金額で測定しております。当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の純額で収益を計上しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) その他計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理……退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の 方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方 法と異なっております。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。 以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類等への影響はありません。

#### 3. 収益認識に関する注記

「連結注記表 2. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 67,988千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①短期金銭債権63,088千円②短期金銭債務81,657千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

①売上高 32,576千円 ②仕入高 270,537千円 ③販売費及び一般管理費 943千円 営業取引以外の取引による取引高 26,858千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	25, 522	_	6, 700	18, 822
合 計	25, 522		6, 700	18, 822

(注) 自己株式の数の減少の内訳は、次の通りであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 6,700株

# 7. 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳)

繰延税金資産

賞与引当金	67,276千円
未払事業税	11,314千円
未払社会保険料	10,564千円
退職給付引当金	53,105千円
関係会社株式評価損	20,836千円
譲渡制限付株式報酬	15,647千円
資産調整勘定	23,229千円
その他	11,284千円
繰延税金資産小計	213,258千円
評価性引当額	△38,817千円
繰延税金資産合計	174,441千円
繰延税金負債	
前払年金費用	21,566千円
繰延税金負債合計	21,566千円
繰延税金資産の純額	152,875千円

# 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額1,895円22銭1株当たり当期純利益201円82銭

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社翻訳センター 取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人 大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 入 山 友 作業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社翻訳センターの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社翻訳センター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社翻訳センター 取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人 大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 入 山 友 作業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛 田 貴 史

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社翻訳センターの2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告 書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示 は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の 利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断さ れる。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の 過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施 する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準 で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度に おける取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとお り報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況についで定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の 分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及 び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明 を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び 財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及 び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の 報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の

執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社翻訳センター 監査等委員会

常勤監査等委

大西科太郎

監査等委員

員

山本 喜



監査等委員

村田淳一



(注) 常勤監査等委員大西耕太郎、監査等委員山本淳及び村田淳一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。